

## えひめ南予きずな博ロゴマーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、えひめ南予きずな博実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた、えひめ南予きずな博のロゴマーク及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、実行委員会が所有する。

### (使用基準)

第3条 実行委員会は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) えひめ南予きずな博の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (5) その他実行委員会が不相当と認めた場合

### (使用手続)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、えひめ南予きずな博ロゴマーク使用届出書（別紙様式1）を事前に実行委員会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 実行委員会構成団体が使用する場合
  - (2) 国又は地方公共団体（公社等を含む。）が使用する場合
  - (3) 実行委員会が認定した連携イベント等の実施に付帯して使用する場合
  - (4) 実行委員会又は南予広域連携観光交流推進協議会が行うセールス活動においてロゴマークのデータの配布を受けた旅行会社等が、その仕様を変更することなく旅行パンフレット等に使用する場合
  - (5) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
  - (6) その他実行委員会が認めた場合
- 2 実行委員会は届出を受理した場合、えひめ南予きずな博ロゴマーク使用届出受理通知書（別紙様式2）をもって通知するものとする。

### (使用方法)

第5条 ロゴマークを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) えひめ南予きずな博ロゴマーク使用届出書に記載した届出内容の範囲で使用すること。
- (2) 別に定める規格及びカラーに従って適正に使用すること。
- (3) ロゴマークを使用した物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を実行委員会に提出すること。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (5) その他実行委員会が指示する事項を遵守すること。

### (使用の差し止め)

第6条 使用者がこの要領に違反したとき、または実行委員会が不相当と認めたときは、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

### (使用状況及び使用実績の確認)

第7条 実行委員会は、必要があると認めた場合には、ロゴマークの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。その際、使用者は、確認のために必要な帳簿などの記録に基づく説明を行

い、また、調査事項に関して実行委員会が資料等の提出を求めた場合には、誠実にこれに応じなければならない。

(使用期限)

第8条 ロゴマークの使用期限は、原則としてえひめ南予きずな博終了までとする。

(損失補償等の責任)

第9条 実行委員会は、ロゴマークの使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、令和2年11月17日から施行する。

別紙様式1

えひめ南予きずな博ロゴマーク使用届出書

令和 年 月 日

えひめ南予きずな博実行委員会  
会長 中村 時広 様

所在地（住所）

氏名（法人にあつては名称

及び代表者氏名）

㊞

えひめ南予きずな博ロゴマークの使用について、下記のとおり届出します。

使用目的 (趣旨)		
使用内容 (使用する広告・ 商品等の概要)		
製作数		
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
その他特記事項		
担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-Mail :

※使用する広告・商品等のイメージ図がある場合は添付してください。

えひめ南予きずな博ロゴマーク使用届出受理通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

えひめ南予きずな博実行委員会会長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった、えひめ南予きずな博ロゴマークの使用については、次のとおり受理します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を遵守してください。

受理番号	
作成物 (内容、種類、品種等)	
使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用・頒布等の場所	
条件	

【附帯事項】

- (1) ロゴマークのデザインは変更せずに、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用すること。
- (2) 受理された内容により使用すること。
- (3) 原則として、ロゴマークの近接に受理番号を明記すること。
- (4) 受理に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 受理された物品の完成品を、速やかに実行委員会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と実行委員会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 実行委員会からロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。